

契約書

裁判所ウェブサイトのAIチャットボットの検証環境提供及び調査支援（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社スカラコミュニケーションズとは、別添契約条項及び別添仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	裁判所ウェブサイトのAIチャットボットの検証環境提供及び調査支援
案件内容・仕様	別添仕様書のとおり
契約金額 (税込み)	金 4,483,875 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 407,625 円)
納入期限	令和06年06月28日
契約期間	令和06年04月01日 ~ 令和06年06月28日
納入場所・履行場所	別添仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和06年04月01日

発注者 支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長
染谷 武宣

受注者 〒150-8510
東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株式会社スカラコミュニケーションズ
代表取締役 新田 英明

契約条項

別添契約条項記載のとおり

契 約 条 項

(業務の名称、内容等)

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 裁判所ウェブサイトのAIチャットボットの検証環境提供及び調査支援
- (2) 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金4,483,875円
(うち消費税及び地方消費税額 金407,625円)

(成果物の納入期限及び場所)

第2条 成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 納入期限 令和6年6月28日
- (2) 納入場所 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

(契約保証金)

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
 - (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議
- 2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。
- 3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合には、その都

度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第4項又は第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったとき（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第14条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

- 2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条第2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき成果物の納入を受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別添仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項若しくは別添仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合

(3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければ

ならない。

- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

- 2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

- 3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。
- 4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

仕様書

裁判所ウェブサイトのAIチャットボットの検証環境提供及び調査支援
(令和6年度の業務以外は参考記載である。)

第1 調達件名

裁判所ウェブサイトのA Iチャットボットの検証環境提供及び調査支援

第2 背景および目的

裁判所ウェブサイトは、裁判手続案内、裁判例情報、採用情報、調達手続等といった幅広い情報を掲載し、裁判所の広報の中核的ツールとなっている。他方、民事訴訟法改正による民事裁判手続のオンライン化を筆頭として、今後、順次、各種裁判手続がオンライン化される計画となっている。そこで、裁判手続及び申立てについて、サイト閲覧者が、オンラインでいつでも各種手続を確認でき、申立等の準備を自ら行うことができるよう、ウェブサイトにおける手続案内を改善し、また、真に求める情報に容易にたどり着ける仕様に改修する必要があることから、令和7年に新たにリニューアルすることを予定している。もともと、裁判手続の種類は民事の他、家事、刑事、少年と多岐にわたり、審級（第一審、控訴審、上告審）も存在すること、また、各裁判手続も事案に応じて異なるという特殊性を帯びており、単に手続案内を改善し、手続案内ページに容易にたどり着けるようサイト内の動線を整理し、また、FAQをはじめとした掲載内容を充実させることだけでは、サイト閲覧者の利便性を十分に満たすことができないことが想定される。そこで、各種手続案内ページの掲載内容の充実、サイト内検索の充実とともに、人工知能（A I）を活用したチャットボットシステムを組み合わせることによって、サイト閲覧者の利便性の向上、サイト内の適切なページへの迅速な誘導を実現するとともに裁判所職員による窓口案内、手続案内業務の負担軽減も実現することを考えている。

裁判所職員の案内業務のうち、定型的かつ類型化可能な手続案内については、チャットボットを導入することで、ウェブサイト内の手続案内により閲覧者が裁判手続を理解でき、また、職員の案内なしに、各種手続の申立てに誘導することができると思われる。他方、案内の類型はこれにとどまらず、取るべき裁判手続や申立内容を決めていない利用者に対して、真に求めている情報を提供すること、利用者が実現させたい内容を個別的、具体的に聴取すること、利用者が抱えている疑問を解き解しながら適切な手続に誘導することも想定されるなど、案内の類型はさまざまであり、これらの中には、チャットボットの導入に適しない類型も多分にあるものと想定される。

そこで、どのような種類の裁判手続案内が、チャットボット導入によって、利用者及び裁判所職員の双方にとって、利便性及び負担軽減の観点から有効なのかについても検証することが必要である。あわせて、ウェブサイトのリプレースに当たっては、どのようなサイト構造（階層、動線、ウェブページのレイアウトや内容を含む。）にするかを開発前の段階から想定しておき、本検証過程でリプレース後のサイト構造の見通しを分析するための情報を得ておきたい。

また、裁判所ウェブサイトにチャットボットを導入した実績はなく、どのようなシナリオを想定して準備し、そのシナリオに合わせてどのような設定を行うのが望ましいか、さらには、どのような機能を有する製品を採用するのが相当か、が判然としない現状にある。そこで、裁判所ウェブサイトとは切り離れた模擬環境下で、ウェブサイトの開発に携わる職員が複数のチャットボット製品を試験的に実機検証し、チャットボットの特長、製品機能の説明、シナリオ改善策の提

案といった必要な支援（ある種のコンサルティング的な要素）を受けながら、最終的な製品選定やサイト構造の確定に向けてのアジャイル的な試行を繰り返すとともに、この検証の結果、有効と判断された類型の手続案内につき掲載された、リプレイス後の新ウェブサイトページに、選定したチャットボット製品を導入するため、非公開の模擬環境で運用しながら、令和7年10月頃のウェブサイトリニューアルに向けて当該シナリオや機能設定を段階的にブラッシュアップさせることが不可欠である。

以上により、裁判所ウェブサイトのAIチャットボットの検証環境提供及び調査支援を調達するものである。

第3 調達範囲

- 1 実機検証環境準備・提供
- 2 調査支援
- 3 実機検証結果の引継

第4 作業期間

令和6年4月1日から令和6年6月28日まで

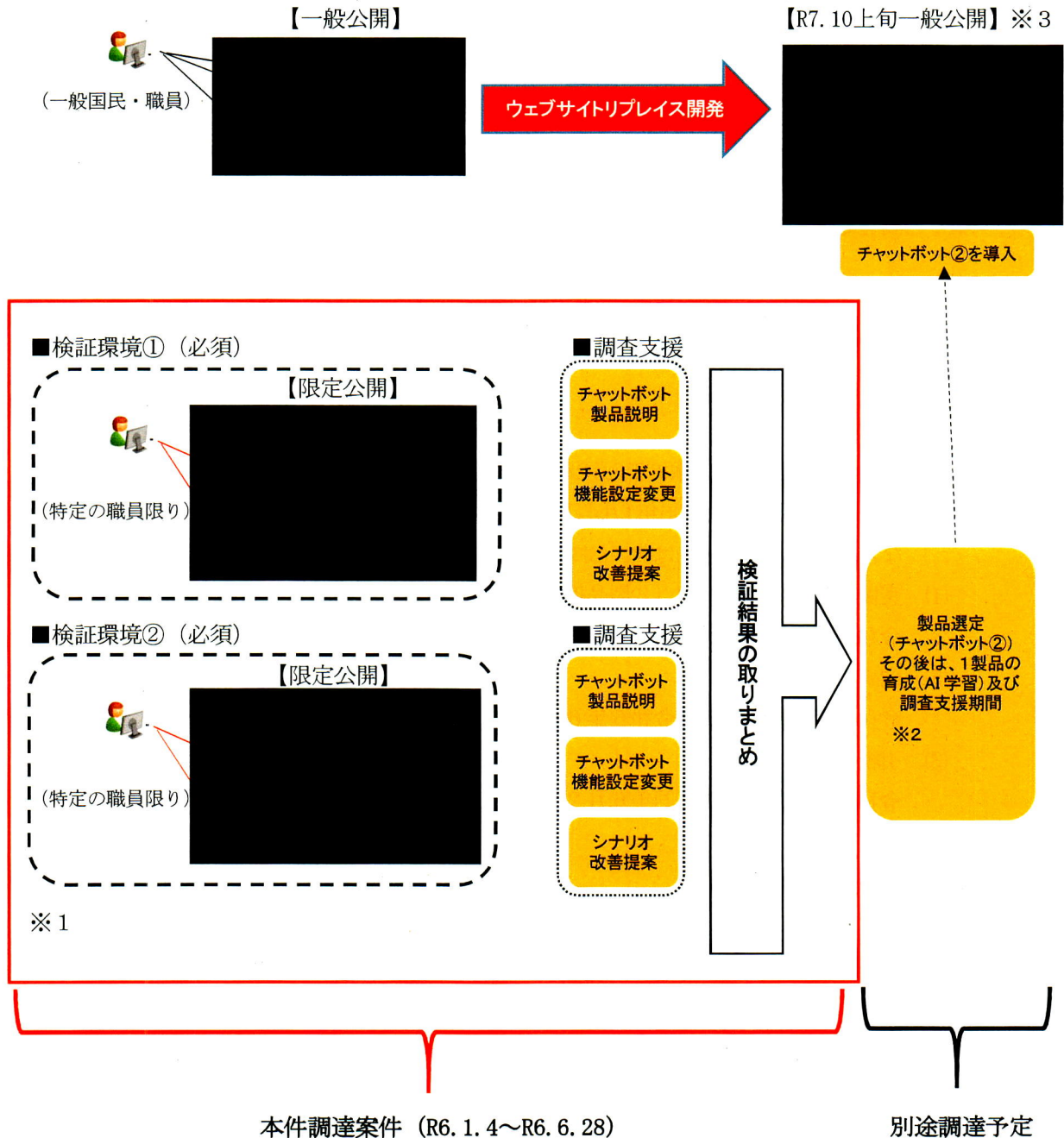
（総作業期間は、令和6年1月4日から令和6年6月28日までを想定）

なお、想定スケジュールは次のとおり

- (1) 実機検証環境提供準備（3製品提案、初期シナリオデータ投入支援、初期設定等）
令和6年1月4日から令和6年2月29日まで
- (2) 調査支援
令和6年1月4日から令和6年6月28日まで
- (3) 引継
令和6年6月1日から同年6月28日まで

【本調達案件及びこれと関連する調達案件との関係図】

本調達範囲 令和6年1月4日～令和6年6月28日まで



※1 検証環境提供前のチャットボット製品の提案は3製品

※2 P o Cでチャットボット②が選定されたという想定

※3 新裁判所ウェブサイトへのチャットボット導入については、AI学習後の製品を別途調達予定

第5 成果物等

1 成果物

項番	成果物	記載箇所	納入期限	備考
1	実機検証環境	第8の2	令和6年2月29日	
2	チャットボット機能設定、シナリオデータ及び同義語・類義語データの改善方法提案書	第8の3(3)	令和6年6月28日	
3	引継書面	第8の4	令和6年6月28日	
4	作業実績報告書	第15の4	令和6年3月29日 令和6年6月28日	

2 提出物

項番	提出物	記載箇所	提出期限	備考
1	製品説明および操作説明資料	第8の3(1)	随時	
2	定例会議に使用する資料(進捗報告等)	第8の5(1)	定例会前開庁日正午	
3	議事録	第8の5(2)	定例会議終了後、5開庁日以内	
4	データ消去に関する報告書	第12の6	本作業終了後、20開庁日以内	

3 成果物等の書式

(1) 使用言語

日本語

(2) 用語の定義等

用語の定義はデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに従うこととし、成果物等にデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

(3) 書式等

ア 書面によるものについて

用紙の規格は、日本工業規格(JIS P 0138:1998) A列4番を原則とする。ただし、図表を用いる場合は、必要に応じてA列3番を用いることもできる。

また、用紙の向きは縦置き、文字の記載方向は横書き、用紙の綴じ方は左綴じ、1列の文字数は40文字以内、1ページの行数は35行以内、文字のポイント数は11ポイント以上とする。ただし、図表等を用いる場合や見やすさの観点から必要な場合は、この限りではない。

なお、各書面は2穴パンチによる編てつとするため、左余白3センチメートルを空けること。

イ 電磁的記録媒体によるものについて



なお、書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的なファイル名とし、PDFファイル化できるものについては、PDFファイルに変換し、変換元のファイルも添付すること。

4 成果物等の納入又は提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

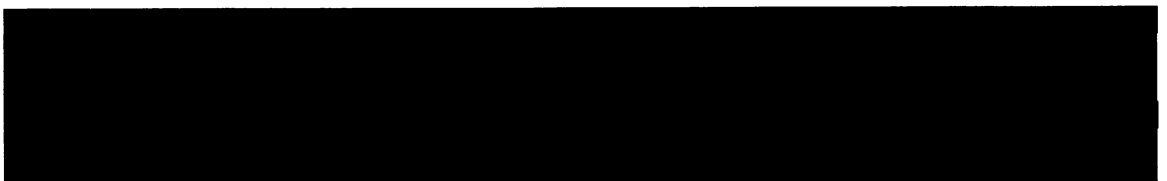
5 成果物等の形式（媒体の種類）及び数量

電磁的記録媒体（最高裁判所が指定するもの） 1部

※製品提案書に添付するカタログ等の資料は紙媒体での提出も可

なお、電磁的記録媒体の提出方法については、メール送信による方法で行うことも可能とする。

第6 裁判所ウェブサイト等の概要等



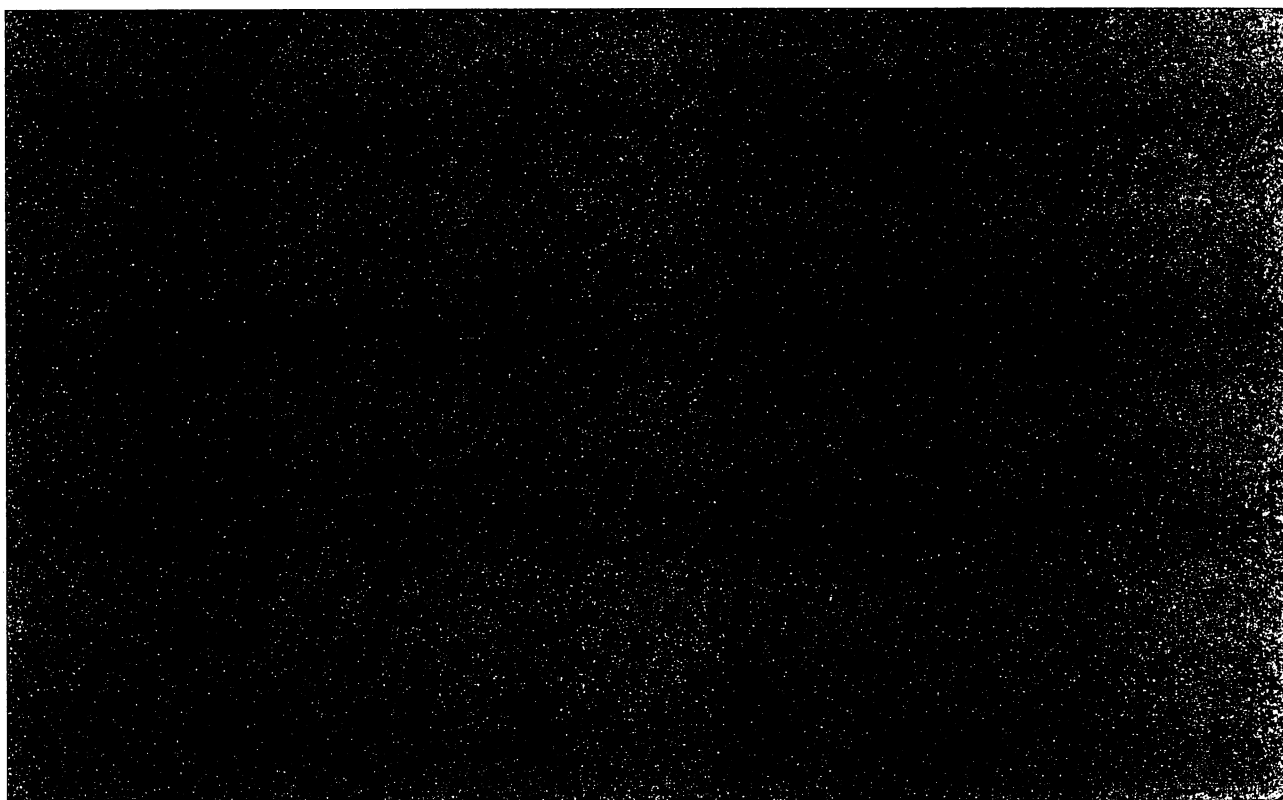
1 サイト構成



2 現行システム規模（一般閲覧者向けの閲覧性能）【参考】

3 操作環境

4 AIチャットボットシステム構築後の業務イメージ図



5 裁判所ウェブサイト等の利用

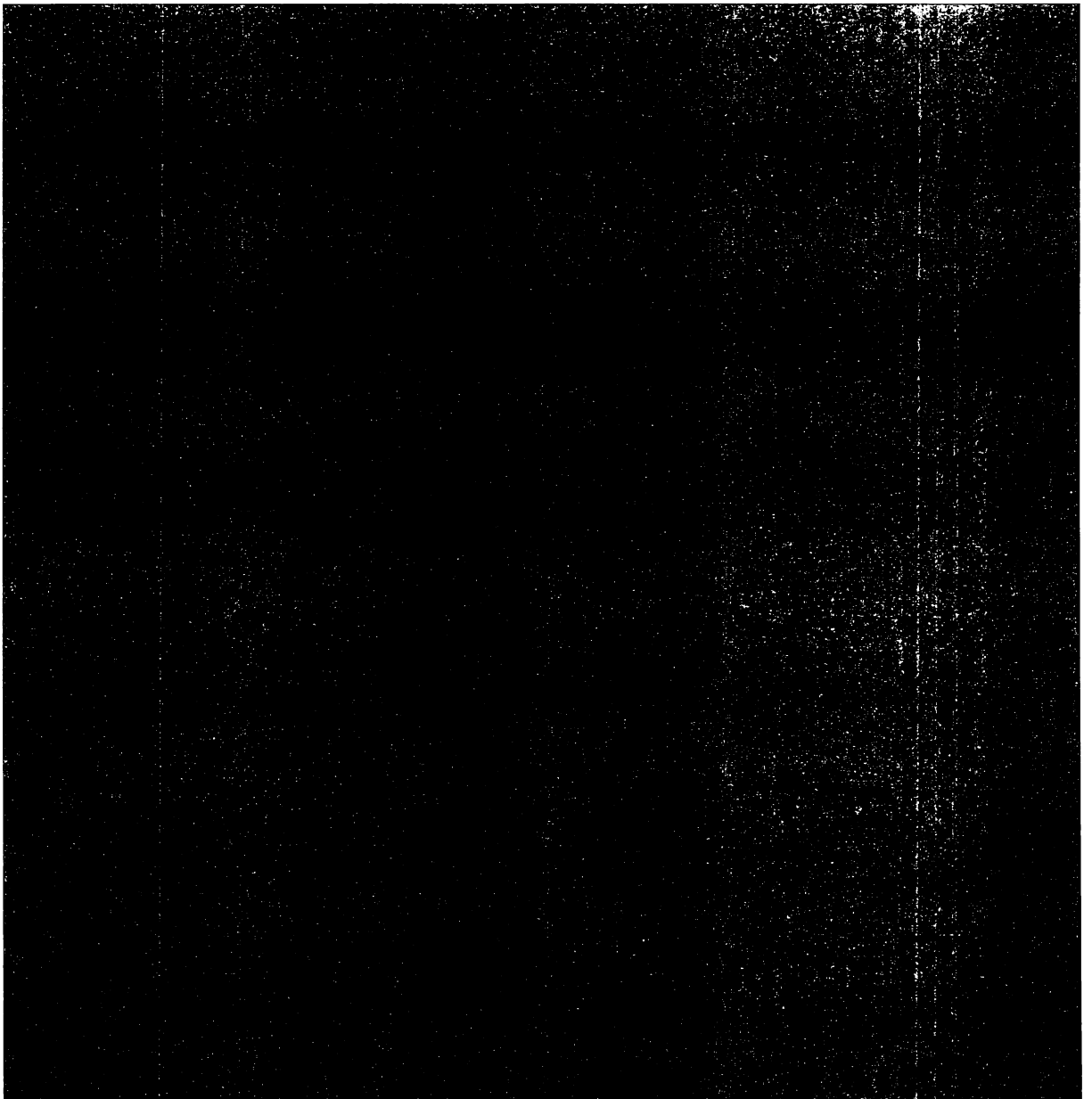
裁判所ウェブサイト等は、広く一般国民（裁判手続を利用する方に限らない。）を閲覧対象としており、このうち裁判手続利用者には、弁護士等の法律の専門家をはじめ、代理人を立てない個人（本人）も数多く存在する。主に個人（本人）へ行う裁判手続案内を念頭に、画面遷移先を含めたウェブサイト全般についての問合せにも対応することを予定している。

第7 要求仕様

1 機能要件

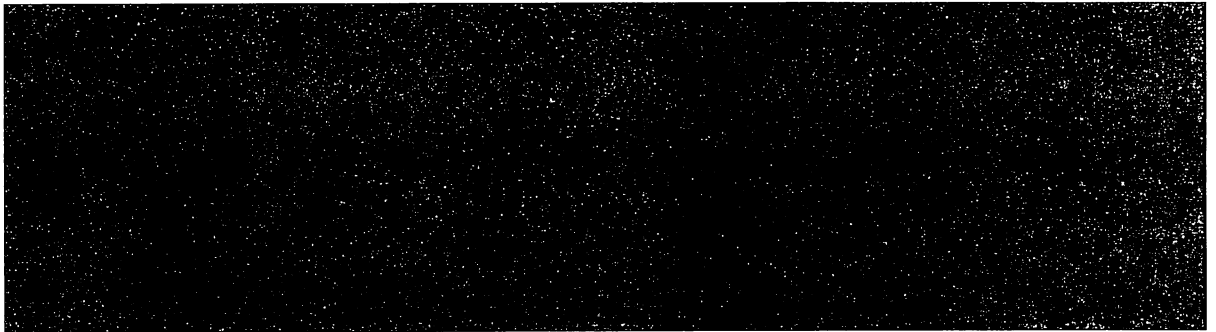
(1) チャットボット製品

シナリオ型（ルールベース型）及び自然言語処理型の複合的なAIチャットボットであり、【必須機能】を有する3以上の製品を提案すること（【任意機能】は可能であれば登載を求めるものであり、実現できなくとも差し支えない。）。提案するチャットボット製品は、月額利用料（ランニング費用）はアクセス数による従量課金プランではなく、出来る限り月額固定利用料の製品（登録するシナリオデータ数、管理者ユーザー数により変動するプランは可）を選定すること。仮に従量課金プランの製品を選定する場合は、課金上限が設定されているプランを提案すること。従量課金プランを提案する際は、内容を詳細に説明する資料を提出すること。選定にあたっては、裁判所での利用用途をヒアリングの上、各製品差異を裁判所へ説明して対象を選定すること。実機検証する製品は裁判所と協議の上決定すること。実機検証する製品は2以上とすること。





(2) 職員へのサービス提供環境



イ 検証環境の提供に必要な環境準備、及びセキュリティ対策は受注者、もしくはチャットボットベンダーにおいて用意すること。

(3) 利用者

(ア) ウェブサイト上で利用するチャットボットは、特定のウェブブラウザや機能に依存しないこととし、直感的なユーザーインターフェースであり、操作性、わかりやすさに十分配慮したものであること。

(イ) パソコンのほか、スマートフォンやタブレットにおいても同等の使用感を実現すること。また、レスポンスデザインに対応し、利用する機器の種類やサイズに応じて最適な状態で画面レイアウトが表示できること。

(ウ) ユーザーアカウントを[]用意すること。

2 非機能要件

(1) 検証環境

本環境で利用する検証環境は、インターネット経由でシステムを提供する [] 利用型のシステム構成であること。また、チャットボットシステムに必要なサーバー等は [] [] を利用すること。 []

3 調査支援

(1) チャットボット製品説明等

受注者は、提案するチャットボット3製品が決まり次第、可能な限り速やかに、最高裁判所に対し、製品および操作等に関する資料を提供すること。

(2) 各種データの作成・修正支援

ア 受注者は、最高裁判所が各チャットボット製品に登録するシナリオデータ等を作成するに当たって、必要な助言や提案を行うこと。

イ 受注者は、最高裁判所から受領したシナリオデータ等を踏まえ、シナリオデータ等の修正に有益な情報（シナリオの設定方法のほか、チャットボットの機能や設定等）を最高裁判所へ教示・説明すること。あわせて、シナリオデータ等に適した機能設定を行うこと。

(3) シナリオデータ等の改善案

登録するシナリオデータ等について、最高裁判所が作成するものに対し、より効果的・効率的に利用者が求める回答に導くことができるよう、チャットボットの機能設定、シナリオデータ等の改善方法を記載した提案書を提出すること。

(4) チャットウィンドウ等の提案

裁判所ウェブサイトのリプレイスを見据え、チャットウィンドウ（テンプレート）のデザインやキャラクター表示について提案すること。

4 実機検証結果の次期裁判所ウェブサイト開発案件への引継

(1) 受注者は、検証期間中の検証結果を踏まえ、引継書面を最高裁に提出すること。

(2) 引継書面には、少なくとも次の事項を記載し、又は資料を添付すること。

なお、対象は、検証結果を踏まえて最高裁判所が選定する1製品に係るもののみで差し支えない。

ア チャットボット製品全般や仕様書記載の機能要件及び非機能要件についての説明資料。

イ チャットボット機能の設定値。

ウ 最高裁判所及び受注者並びにチャットボット開発ベンダーとの問合せ等調整内容

エ リソース使用状況、質問から回答までのレスポンス時間、解析機能を活用したその他参考情報等。

(3) 引継書面は次の期間に提出する。

令和6年6月1日から同年6月28日

5 プロジェクト管理（定例会議）

(1) 原則として、月1回、最高裁判所との間で定例会議を行い、検証や調査支援の進捗報告や意見交換を行うこと。定例会議の開催場所は最高裁判所又はウェブ会議とし、開催期日は最高裁判所と受注者との協議により決定する。

なお、定例会議に使用する資料（進捗報告等）は、原則として、定例会議開催の前開庁日正午までに提出する。

- おって、必要に応じて資料等の提出を求める場合があるので、その際は誠実に対応すること。
- (2) 受注者は、(1)の定例会議終了後、5開庁日以内に議事録を提出すること。

第9 体制及び環境条件

- 1 受注者は、本業務の責任者を定めるとともに、最高裁判所へ通知すること。また、同責任者は受注者の窓口として、稼働時間帯において常時連絡が取れるような体制を構築すること。
- 2 作業実施場所は受注者の事業所内とすること。

第10 業務の再委託

- 1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性並びに契約金額）を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得ること。
- 2 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。
この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第11 知的財産権

- 1 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。
- 2 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第12 機密保持

- 1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- 2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。
 - (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - (2) 最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
- 3 受注者の故意又は過失によって、2の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。
- 4 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたときは本作業期間の終了時に全て返却し、依頼がない場合は適切に処分すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- 5 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持している全ての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を本作業終了後、20開庁日以内に提出すること。

第13 情報セキュリティに関する事項

- 1 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- 2 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- 3 受注者は、提出する成果物等の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。
- 4 受注者は、成果物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物等の情報セキュリティの確保に留意すること。

第14 契約不適合責任

- 1 最高裁判所は、成果物の納入後1年以内に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、

補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

- 2 納入された成果物に契約不適合がある場合、最高裁判所は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後1年以内に、最高裁判所が受注者に契約不適合の旨を通知しないときは行使することができない。

第15 その他

- 1 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合は、適切に応じること。
- 2 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 3 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。
- 4 受注者は、本作業終了時に、各作業の作業項目、調査支援結果及び作業工程ごとの工数を示した作業実績報告書を提出すること。
なお、作業実績報告書は、各年度末に提出すること。
- 5 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。
- 6 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

(別紙)

1. 現行ホームページ主要コンテンツ及びデータベースの概要図

